平成２４年（フ）第２６号
千葉県習志野市東習志野１丁目11番25号　オークパレス101号
債務者　丸山里絵子
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５２号
千葉市緑区おゆみ野２丁目13番地７　ドゥエル・プレーリー203号
債務者　河野　孝由
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８６号
千葉県習志野市大久保２丁目７番16号コーポみやび１　203号
債務者　日野　智也
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０９号
千葉県船橋市海神３丁目28番２棟306号
債務者　土井由紀美
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１５号
千葉市緑区おゆみ野１丁目26番地３　ニレ・シャンテＡ棟103号
債務者　石田紀美子
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２５０号
愛知県清須市阿原鴨池96番地　コダテックスⅡ阿原鴨池Ｂ
債務者　川渕　　守
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５８９号
兵庫県加古川市米田町船頭594番地
債務者　松下こと　鶴田　美穂
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３３号
兵庫県姫路市飾磨区妻鹿1614番地２　グレイスフルフィールド１―206
債務者　毛呂　明子
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１号
福岡県嘉穂郡桂川町大字吉隈849番地１
債務者　井上　博之
1　決定年月日時　平成24年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第２０号
長崎県西彼杵郡時津町元村郷908番地15　サウスパーククリハラ304号、旧住所長崎市琴海大平町1809番地24
債務者　井上　隆博
1　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２１号
長崎県西彼杵郡時津町元村郷908番地15　サウスパーククリハラ304号、旧住所長崎市琴海大平町1809番地24
債務者　井上　恵子
1　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４号
北海道小樽市新光４丁目22番24号、前住所札幌市白石区東札幌５条４丁目７番20号　北陸銀行白石荘302
債務者　荒谷　慶子
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第７号
北海道小樽市桜３丁目19番15号
債務者　上杉　勝彦
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第１４号
北海道小樽市新富町12番５号　光ハイツ101号室、前住所札幌市豊平区月寒西１条９丁目８番１―101号
債務者　吉泉　信介
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第１５号
北海道余市郡余市町大川町11丁目71番地３
債務者　山田　梨恵
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第１６号
北海道小樽市長橋１丁目８番５号　ＳＯＮＩＡⅣ208号室、前住所北海道小樽市末広町27番10号　文月貴見方
債務者　文月　正志
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１０９２号
仙台市宮城野区清水沼２丁目３番６号　さかえ荘206
債務者　菊地　玲子（旧姓安部）
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係